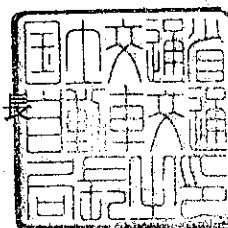


国自審第1460号の3  
平成17年12月21日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」の一部改正  
について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1437号）の制定等に伴い、今般、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1252号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会関係会員に対して周知方お願いします。

「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号）の一部改正について  
新旧対照表

改正 平成17年12月21日付け自審第1460号

新		旧	
自動車型式認証実施要領		自動車型式認証実施要領	
目次 (略)		目次 (略)	
第1 用語の定義 この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(19) (略) (20)「登録情報処理機関」とは、法第7条第4項の規定により国土交通大臣の登録を受けた者をいう。		第1 用語の定義 この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(19) (略)	
第2～4 (略)		第1～4 (略)	
第5 自動車型式認証申請書提出要領等 (略)		第5 自動車型式認証申請書提出要領等 (略)	
附則の適用段階	別添と附則の関係 (参考)	別添と附則の関係 (参考)	別添と附則の関係 (参考)
1 欄	2 欄	1 欄	2 欄
別添1 自動車型式指定実施要領	別添2 新型自動車取扱要領	別添1 自動車型式指定実施要領	別添2 新型自動車取扱要領
別添3 軽自動車及び原動機付自転車取扱いの型式認定要領	別添3 軽自動車及び原動機付自転車取扱いの型式認定要領	別添3 軽自動車及び原動機付自転車取扱いの型式認定要領	別添3 軽自動車及び原動機付自転車取扱いの型式認定要領
(略)		(略)	
申請書等の作成	自動車型式指定申請書等提出要領	自動車型式指定申請書等提出要領	附則4
	軽微な変更の取扱要領	軽微な変更の取扱要領	附則4の2
	自動車等の諸元表の記載要領	自動車等の諸元表の記載要領	附則5
	電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領	電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領	附則5の2
	自動車等の外観図の記載要領	自動車等の外観図の記載要領	附則6

長距離走行実施要領等	附則7	○	○
長距離走行車排出ガス値取扱要領	附則702	○	○
(略)			

注：(略)

第6 経過措置 (略)

別添1 自動車型式指定実施要領

目次 (略)

第1～第4 (略)

第5 完成検査終了証の印鑑等の届出

1. 法第75条第5項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することのみにより完成検査終了証の発行を行う場合に限り、型式指定規則第6条第1項第1号の規定による印鑑等の届出を要しない。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する以外の方法により完成検査終了証の発行を行うこととした場合には、速やかに印鑑等の届出を行うものとする。

2. 型式指定規則第6条第1項第1号の規定により届出を行う完成検査終了証に記載する署名は、指定を受けた者（その者が法人であるときは、その代表者）の署名とする。

第6 (略)

第7 完成検査終了証

1 完成検査終了証の発行（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。）を行う場合には、次の点に留意すること。

- (1) 完成検査終了証の様式は型式指定規則第8条第1項の規定により第4号様式とし、記載要領は、別紙2「完成検査終了証の記載方法」によること。なお、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、当該登録情報処理機関が定める要領に基づき作成すること。

(2) (略)

2 (略)

第8 完成検査終了証の発行の記録及び保存

1. 型式指定規則第9条第1項による「完成検査終了証の発行の事実」の記録は、次に掲げる(1)又は(2)の書類を作成し、保存することにより行うこと。ただし、別紙3「電子情報処理組織による完成検査終了証の発行記録取方法」によって記録してもよい。

- (1)～(2) (略)

長距離走行実施要領等	附則7	○	○
長距離走行車排出ガス値取扱要領	附則702	○	○
(略)			

注：(略)

第6 経過措置 (略)

別添1 自動車型式指定実施要領

目次 (略)

第1～第4 (略)

第5 完成検査終了証の署名の届出

型式指定規則第6条第1項第1号の規定により届出を行う完成検査終了証に記載する署名は、指定を受けた者（その者が法人であるときは、その代表者）の署名とする。

第6 (略)

第7 完成検査終了証

1 完成検査終了証を発行する場合には、次の点に留意すること。

- (1) 完成検査終了証の記載要領は、別紙2「完成検査終了証の記載方法」によること。

(2) (略)

2 (略)

第8 完成検査終了証の発行の記録

型式指定規則第9条第1項による「完成検査終了証の発行の事実」の記録は、次に掲げる(1)又は(2)の書類を作成し、保存することにより行うこと。ただし、別紙3「電子情報処理組織による完成検査終了証の発行記録取方法」によって記録してもよい。

- (1)～(2) (略)

2. 法第75条第4項により発行された完成検査終了証（以下この項において「紙発行された完成検査終了証」という。）に記載されている事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、その記録も併せて保存すること。

なお、紙発行された完成検査終了証の記載事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合には、当該紙発行された完成検査終了証を型式指定規則第9条第2項の規定を準用し保存すること。

第9～第12 (略)

第13 資料の提出

指定製作者等は、次表上欄1から5までに掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成されたPDF形式により国土交通大臣に提出すること。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

(略)

備考1 ○印は、提出を必要とする資料を示す。

2 走行性能曲線図については、貨物自動車（けん引自動車に限る。）に限り提出すること。

3 完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、上欄2の提出を要しない。

第14～第16 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1～8 (略)	
9 完成検査終了証の発行要領を記載した書面	完成検査終了証の作成、照合及び発行の業務分担を明確にすること。 なお、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により作成する場合とそれ以外の方法が混在する場合は、それぞれの発行体系を明確にすること。
10～12 (略)	

別紙1～別紙3 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

別添2 新型自動車取扱要領 (略)

第9～第12 (略)

13 資料の提出

指定製作者等は、次表上欄1から5までに掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下、「電磁的記録」という。）により作成されたPDF形式により国土交通大臣に提出すること。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

(略)

備考1 ○印は、提出を必要とする資料を示す。

走行性能曲線図については、貨物自動車（けん引自動車に限る。）に限り提出すること。

第14～第16 (略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1～8 (略)	
9 完成検査終了証の発行要領を記載した書面	完成検査終了証の作成、照合及び発行の業務分担を明確にすること。
10～12 (略)	

別紙1～別紙3 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

別添2 新型自動車取扱要領 (略)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次 (略)

第1～6 (略)

第7 変更等の承認及び届出

1 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等及び原動機付自転車用原動機の製作者(以下「認定製作者等」という。)は、型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合(附則4の2「軽微な変更の取扱要領」別表左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するものであって、試験を行う必要性がないと地方運輸局が認めるもの(以下「軽微な変更」という。)を除く。)には、第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請することができる。この場合において、当該変更に係る資料については、型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

(1) 諸元表

(2) 外観図

(3) 保安基準の規定に適合することを証する書面(原動機付自転車用原動機に係る場合を除く。)なお、軽微な変更の取扱は、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車であつて二輪車であるものに適用する。また、第5項ただし書きによる変更届出を行う場合は、本項による変更の承認の申請は省略することができる。

2 前項の承認は、当該変更に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機の型式が認定を受けた検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機の型式と同一と認められる場合に行う。

3 第1項の認定製作者等は、同項の承認を受けた場合に限り、当該変更に係る型式の検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機に係る型式認定番号を表示することができる。

4 国土交通大臣は、変更の承認に関し必要があると認めるときは、第1項の申請をした者(検査対象外軽自動車等の製作者等に限り、当該申請に係る検査対象外軽自動車等の提示を求めるときは、当該型式認定に係る型式認定申請書又はその添付書面の記載事項のうち第1項に掲げる変更の承認に係る事項以外のものについて変更した場合)は、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を遅滞なく(軽微な変更は当該申請に係る検査対象外軽自動車等が当該変更があつた日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内)国土交通大臣に提出すること。

ただし、装置指定規則第9条第1項の変更の承認の申請により、第7第1項1号及び第2号に掲げる書面の記載事項に変更(装置そのものの性能要件に限る。)がある場合には、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出すること。

6 認定製作者等が、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機について変更承認申請書及び変更届出書を同時に提出しようとするときは、変更承認申請書に変更届出書に係る変更内容を記載することにより、変更届出書の提出を省略することができる。

7 型式認定を受けた者が、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の製作者等又は原動機付自転車用原動機の製作者でなくなつたときは、その日から30日以内に、第4号様式による製作者等廃止届を国土交通大臣に提出すること。

第8～9 (略)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次 (略)

第1～6 (略)

第7 変更等の承認及び届出

1 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等及び原動機付自転車用原動機の製作者(以下「認定製作者等」という。)は、型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合(第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請することができる。この場合において、当該変更に係る資料については、型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

(1) 諸元表

(2) 外観図

(3) 保安基準の規定に適合することを証する書面(原動機付自転車用原動機に係る場合を除く。)なお、第5項ただし書きによる変更届出を行う場合は、本項による変更の承認の申請は省略することができる。

2 前項の承認は、当該変更に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機の型式が認定を受けた検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機の型式と同一と認められる場合に行う。

3 第1項の認定製作者等は、同項の承認を受けた場合に限り、当該変更に係る型式の検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機に係る型式認定番号を表示することができる。

4 国土交通大臣は、変更の承認に関し必要があると認めるときは、第1項の申請をした者(検査対象外軽自動車等の製作者等に限り、当該申請に係る検査対象外軽自動車等の提示を求めるときは、当該型式認定に係る型式認定申請書又はその添付書面の記載事項のうち第1項に掲げる変更の承認に係る事項以外のものについて変更した場合)は、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を遅滞なく(軽微な変更は当該申請に係る検査対象外軽自動車等が当該変更があつた日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内)国土交通大臣に提出すること。

ただし、装置指定規則第9条第1項の変更の承認の申請により、第7第1項1号及び第2号に掲げる書面の記載事項に変更(装置そのものの性能要件に限る。)がある場合には、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出すること。

6 認定製作者等が、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等又は原動機付自転車用原動機について変更承認申請書及び変更届出書を同時に提出しようとするときは、変更承認申請書に変更届出書に係る変更内容を記載することにより、変更届出書の提出を省略することができる。

7 型式認定を受けた者が、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の製作者等又は原動機付自転車用原動機の製作者でなくなつたときは、その日から30日以内に、第4号様式による製作者等廃止届を国土交通大臣に提出すること。

第8～9 (略)

**第10 資料の提出**  
 認定製作者等（原動機付自転車用原動機の製作者等を除く。）は、次表上欄に掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電磁的記録により作成されたPDF形式により国土交通大臣（検査対象外軽自動車等（小型特殊自動車及び農耕作業用自動車等を除く。）にあつては、第9第1項の規定により型式認定申請書を經由した地方運輸局長）に提出すること。  
 ただし、当該届出を電子申請により実施した場合には提出を要しない。  
 また、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに自動車検査独立行政法人（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）への同表下欄に掲げる資料の提供については「審査課個別業務システム」により行うものとする。

提出する場合	1 型式認定を受けた場合	2 変更の承認を受けた場合	3 変更の届出をした場合	4 第7第5項ただし書きの変更届出をした場合
諸元表	○	○		○
外観図	○	○		○
走行性能曲線図	○	○		
構造・装置の概要説明書	○	○		○
指定装置等一覧表	○	○		
型式認定番号標取付図	○		○	
原動機総排気量表示図	○		○	

**提出資料**

備考 1 ○印は、提出を必要とする資料を示す。  
 2 走行性能曲線図については、貨物の用に供するけん引自動車に限り提出する。  
 3 型式認定番号標取付図及び原動機総排気量表示図の提出については、構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置及び取付方法、原動機総排気量の表示位置及び表示方法を記載した場合には、省略して差し支えない。  
 4 上欄3の「変更の届出」には、第7第6項による届出を含むものとする。  
 5 電動機にあつては、「原動機総排気量表示図」を「電動機定格出力表示図」と読み替える。

第11～15 (略)

別表 (略)

第1～6号様式 (略)

**第10 資料の提出**  
 認定製作者等（原動機付自転車用原動機の製作者等を除く。）は、次表上欄に掲げる場合には、同表下欄に掲げる資料を電磁的記録により作成されたPDF形式により国土交通大臣（検査対象外軽自動車等（小型特殊自動車及び農耕作業用自動車等を除く。）にあつては、第9第1項の規定により型式認定申請書を經由した地方運輸局長）に提出すること。  
 ただし、当該届出を電子申請により実施した場合には提出を要しない。  
 また、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所、沖縄総合事務局陸運事務所及びその支所並びに自動車検査独立行政法人（軽自動車に係るものにあつては、軽自動車検査協会）への同表下欄に掲げる資料の提供については「審査課個別業務システム」により行うものとする。

提出する場合	1 型式認定を受けた場合	2 変更の承認を受けた場合	3 変更の届出をした場合	4 第7第5項ただし書きの変更届出をした場合	5 第7第5項の軽微な変更の届出をした場合
諸元表	○	○		○	○
外観図	○	○		○	○
走行性能曲線図	○	○			
構造・装置の概要説明書	○	○		○	○
指定装置等一覧表	○	○			○
型式認定番号標取付図	○		○		
原動機総排気量表示図	○		○		

**提出資料**

備考 1 ○印は、提出を必要とする資料を示す。  
 2 走行性能曲線図については、貨物の用に供するけん引自動車に限り提出する。  
 3 型式認定番号標取付図及び原動機総排気量表示図の提出については、構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置及び取付方法、原動機総排気量の表示位置及び表示方法を記載した場合には、省略して差し支えない。  
 4 上欄3の「変更の届出」には、第7第6項による届出を含むものとする。  
 5 電動機にあつては、「原動機総排気量表示図」を「電動機定格出力表示図」と読み替える。

第11～15 (略)

別表 (略)

第1～6号様式 (略)

附則 1 自動車等の同一型式判定要領 (略)

附則 2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 (略)

附則 3 自動車排出ガス規制の識別記号 (略)

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1～5 (略)

別表第 1 (略)

別表第 2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第 2 関係)

附則 1 自動車等の同一型式判定要領 (略)

附則 2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 (略)

附則 3 自動車排出ガス規制の識別記号 (略)

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1～5 (略)

別表第 1 (略)

別表第 2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第 2 関係)

整理番号	添付書面の名称	提出の要否									
		型式指定に係る場合		新型届出に係る場合							
		乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき						
5	(略) 構造・装置の概要説明書 主要な構造・装置の説明書 (1) 前面衝突時の乗員保護対策説明書 (2) オフセット衝突時の乗員保護対策説明書 (3) 側面衝突時の乗員保護対策説明書 (4) 歩行者頭部保護対策説明書 (5) 騒音防止対策説明書 (6) 熱害防止対策説明書 (7) 排出ガス対策説明書 (8) 車載式故障診断装置説明書 (9) 改善措置説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	社内試験成績書 (1) 試験成績書(その1) (7) 諸元測定 (a) 寸法 (b) 重量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

整理番号	添付書面の名称	提出の要否									
		型式指定に係る場合		新型届出に係る場合							
		乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき						
5	(略) 構造・装置の概要説明書 (1) 主要な構造・装置の説明書 (2) 前面衝突時の乗員保護対策説明書 (3) オフセット衝突時の乗員保護対策説明書 (4) 側面衝突時の乗員保護対策説明書 (5) 歩行者頭部保護対策説明書 (6) 騒音防止対策説明書 (7) 熱害防止対策説明書 (8) 排出ガス対策説明書 (9) 車載式故障診断装置説明書 (10) 改善措置説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	社内試験成績書 (1) 試験成績書(その1) (7) 諸元測定 (a) 寸法 (b) 重量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(ウ) 灯火装置に係る試験 (a) 前照灯	(略)											
(ウ) 駐車灯 (v) 再帰反射材 (7) 前照灯洗浄器試験	(略)											
(7) 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	(略)											
(二) 二輪自動車 (三) 四輪自動車 (イ) モビライザ試験 (ハ) 速度計試験 (ヘ) 運行記録計 (ニ) 速度表示装置 (ホ) デフロスタ試験 (ヘ) 盗難発生警報装置試験 (ワ) 後写鏡の衝撃緩和試験 (イ) 二輪自動車等の後写鏡試験 (ロ) 二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験	(略)											
(2) 試験成績書(その2)	(略)											
(二) 空気入タイヤ試験 (a) 乗用車用 (b) トラック、バス及びトレーラ用 (c) 二輪車用	(略)											
(3) 試験成績書(その3) (7) 衝撃吸収かじ取り装置衝撃試験 (イ) 衝撃吸収かじ取り装置の試験 (ウ) 衝突時等における燃料漏れ防止試験 (エ) 乗用車用プラスチック製燃料タンク試験	(略)											
(ウ) 灯火装置に係る試験 (a) 前照灯	(略)											
(ウ) 駐車灯 (7) 前照灯洗浄器試験	(略)											
(7) 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	(略)											
(二) 二輪自動車 (三) 四輪自動車 (イ) モビライザ試験 (ハ) 速度計試験 (ヘ) 運行記録計 (ニ) 速度表示装置 (ホ) デフロスタ試験 (ヘ) 盗難発生警報装置試験 (ワ) 後写鏡の衝撃緩和試験 (イ) 二輪自動車等の後写鏡試験 (ロ) 二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験	(略)											
(2) 試験成績書(その2)	(略)											
(二) 空気入タイヤ試験 (a) 乗用車用 (b) トラック、バス及びトレーラ用 (c) 二輪車用	(略)											
(3) 試験成績書(その3) (7) 衝撃吸収かじ取り装置衝撃試験 (イ) 衝撃吸収かじ取り装置の試験 (ウ) 衝突時等における燃料漏れ防止試験 (エ) 乗用車用プラスチック製燃料タンク試験	(略)											





自動車等は記載を要しない。

(1) 型式

アッセンブリとしての型式（一般的に呼称されている型式をいう。以下同じ。）を記入する。なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

(2)～(3) (略)

(4) 性能

(7) ワット数（必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。）を記入する外、細目告示第2節において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器については、車両中心面と45°に交わる鉛直面（側面及び後方）への投影面積をcd単位で記入する。ただし、装着されている装置が指定装置等にあつては、ワット数のみの記載とすることができる。また、点滅式灯火器には毎分の点滅回数を付記する（ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」又は「側面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となつては、他の項の記入欄に数値を付記することによつて、他の項の記入欄への記入を省略することとする。）。

(4) C P表示の灯火については、相当するワット数を「32 C P (23W)」の例により記入してもよい。

(7) 発光ダイオードを用いたものにあつては、その旨及び素子数を（ ）書で付記する。

(2) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。

例 25W、86cd、尾灯と兼用

(4) 減速度が  $2.2m/s^2$  以下の自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあつては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、20W、110cd（補助ブレーキ作動時点灯）

(5)～(6) (略)

24～32 (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元素等の書面の作成要領 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1～2 (略)

別表

区 別	対 象	
	専ら乗用	その他の
/		

自動車等は記載を要しない。

(1) 型式

アッセンブリとしての型式（一般的に呼称されている型式をいう。以下同じ。）を記入する。但し、施行規則第63条第1項の規定による保安装置の型式認定（以下「保安装置の型式認定」という。）を受けているものにあつては、その型式認定番号を、道路運送車両の保安基準の一部分を改正する省令（平成7年運輸省令第66号）による改正前の保安基準第32条第5項の規定による前照灯の型式指定（以下「前照灯の型式指定」という。）を受けているものにあつては、その旨を、「JIS等によるものにあつては、その規格名を付記する。なお、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。

(2)～(3) (略)

(4) 性能

(7) 保安装置の型式認定又は前照灯の型式指定を受けているものにあつては、ワット数のみを記入する。

(4) (7)に掲げるもの以外のものにあつては、ワット数（必要に応じてカンデラ数を付記してもよい。）を記入する外、細目告示第2節において照明部、指示部又は反射部の面積が定められている灯火器にあつては、その有効面積（側面方向指示器については、車両中心面と45°に交わる鉛直面（側面及び後方）への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面（前方及び後方）への投影面積）をcd単位で記入する。また、点滅式灯火器には毎分の点滅回数を付記する（ただし、「方向指示器」又は「非常点滅表示灯」であつては、「側面」、「後面」、「前面」及び「補助方向指示器」の灯火の点滅回数が同一となつては、他の項の記入欄に数値を付記することによつて、他の項の記入欄への記入を省略することができる。）。

(7) C P表示の灯火については、相当するワット数を「32 C P (23W)」の例により記入してもよい。

(2) 発光ダイオードを用いたものにあつては、その旨及び素子数を（ ）書で付記する。

(2) 兼用灯火の場合には、その旨を付記する。

例 25W、86cd、尾灯と兼用

(7) 減速度が  $2.2m/s^2$  以下の自動車に備える補助ブレーキを作動させた場合に制動灯が点灯するものにあつては、制動灯の「個数及び性能」の欄にその旨を付記する。

例 2、20W、110cd（補助ブレーキ作動時点灯）

(5)～(6) (略)

24～32 (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元素等の書面の作成要領 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領 (略)

1～2 (略)

別表

区 別	対 象	
	専ら乗用	その他の
/		

項目	自動車 の用に供 する乗車 定員10人 以下の自 動車	自動車 備	考
	(略)		
灯火器類	○	○	灯火器類の取付位置に係る規定のあるものについては、その寸法
	(略)		

(注) (略)

別記様式 (灯火器類取付一覧表) (第2項関係) (用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

灯火器類取付一覧表 (単位: mm)

項目	類別			
	(略)			
側方照射灯	取付高さ	上縁		
		下縁		
	車両前端からの距離			
車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上縁		
		下縁		
	(略)			

項目	自動車 の用に供 する乗車 定員10人 以下の自 動車	自動車 備	考
	(略)		
灯火器類	○	○	上縁高さを記入した場合には、下縁高さを省略することができる。
	(略)		

(注) (略)

別記様式 (灯火器類取付一覧表) (第2項関係) (用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

灯火器類取付一覧表 (単位: mm)

項目	類別			
	(略)			
側方照射灯	取付高さ	上縁		
		下縁		
車両前端からの距離				
車両最外側からの距離				
後退灯	取付高さ	上縁		
		下縁		
	(略)			

側方灯 (前部)	取付高さ	上 縁	下 縁				
		車両前端からの距離	隣接する後方にある側方灯等との距離				
側方灯 (中央部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方灯 (後部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方反射器 (前部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方反射器 (中央部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方反射器 (後部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
		車両後端からの距離					
		隣接する前方にある側方灯等との距離					

側方灯 (前部)	取付高さ	上 縁	下 縁				
		車両前端からの距離	隣接する前方にある側方灯等との距離				
側方灯 (中央部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方灯 (後部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方反射器 (前部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方反射器 (中央部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
側方反射器 (後部)	取付高さ	上 縁					
		下 縁					
		車両後端からの距離					
		隣接する前方にある側方灯等との距離					

側方反射器等との距離		(略)	
補助方向指示器	取付高さ	上縁	
		下縁	
再帰反射材 (側面)	長さ識別の反射材長さ		
	最も短い反射材長さ		
	反射材間の最大間隔		
再帰反射材 (後面)	取付高さ	下縁	
	幅識別の反射材長さ		
	最も短い反射材長さ		
	反射材間の最大間隔		
	取付高さ	下縁	

- 備考 1 適用除外告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目を追加することができる。
- 3 側方灯(中央部)及び側方反射器(中央部)の前方・後方については、該当しないものを抹消する。

附則 7 長距離走行実施要領等 (略)

附則 7 の 2 長距離走行車排出ガス値取扱要領 (略)

附則 9 輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

(略)

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技 術 基 準	新型自動車 の試験方法	同等と認められる外国 の試験方法	最終確認年月日

(略)		(略)	
補助方向指示器	取付高さ	上縁	
		下縁	

- 備考 1 適用除外告示により中心の高さに係る規定が適用される灯火器類については、「上縁」を「中心」と読み替える。
- 2 取付けのない灯火器類に係る項目及び取付位置に係る規定が適用されない項目については、記載項目から除くことができる。

附則 7 長距離走行実施要領等 (略)

附則 7 の 2 長距離走行車排出ガス値取扱要領 (略)

附則 9 輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

(略)

別表

保安基準、細目告示及び適用関係告示条項	技 術 基 準	新型自動車 の試験方法	同等と認められる外国 の試験方法	最終確認年月日

細目告示 第11条 第3項 第1号	乗用車用空気入 タイヤの技術基準	TRIAS 61	ECE 30 (ランフラットタイ ヤに係わる部分を除く)	平成17年12月21日
(略)				
適用関係告 示第7条 第3項	衝撃吸収式かじ取 装置の技術基準 ※	TRIAS 27	FMVSS 203/93 ECE 12/Add. 24/Rev. 3	平成15年 7月 7日 "
細目告示 第13条 第2項	衝撃吸収式かじ取 装置の技術基準	TRIAS 27-2	ECE 12	平成17年12月21日
(略)				
細目告示 第54条	後部反射器の技術 基準	TRIAS 22- 11	ECE 3	平成14年 9月 1日
細目告示 第55条の2	再帰反射材の技術 基準	TRIAS 22- 22	ECE 104	平成17年12月21日
細目告示 第57条	補助制動灯の技 術基準	TRIAS 22- 14	ECE 7	平成14年 9月 1 日

細目告示 第11条 第3項 第1号	乗用車用空気入 タイヤの技術基準	TRIAS 61	ECE 30	平成16年 4月20日
(略)				
細目告示 第13条 第2項	衝撃吸収式かじ取 装置の技術基準に ついて	TRIAS 27	FMVSS 203/93 ECE 12/Add. 24/Rev. 3	平成15年 7月 7日 "
適用関係告 示第30条 第1項	前部霧灯の技術基 準 ※	TRIAS 22-2	ECE 19 E/ECE/324・E/ ECE/TRANS/505- Rev. 1 /Add. 18/Rev. 3- 1993年 3月 2日発効 (配光特性に係る部分 に限る。)	平成 7年12月28日
(略)				
細目告示 第54条	後部反射器の技術 基準	TRIAS 22- 11	ECE 3	平成14年 9月 1日
細目告示 第57条	補助制動灯の技 術基準	TRIAS 22- 14	ECE 7	平成14年 9月1日

(略)

備考 1～6 (略)

附則10 自動車型式指定実施要領に係る公的試験機関の指定 (略)

附則11 外国の自動車試験機関による試験結果の活用

～ (略)

上記に該当する外国の自動車試験機関及びその試験項目は下表のとおりとする。

試験項目	ドイツ				フランス				スペイン			オランダ	スウェーデン	英国	米国	備考	
	RP	TÜV	TÜV	TÜV	UTAC	TÜH	IDI	INTRA	LCOE	RDW	AVL	MTC	VCA	(略)			
22-2	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(略)
6.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(略)
6.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(略)

備考 表中の●は曲線道路用配光可変型前照灯以外の前照灯及び前部霧灯の試験に限る。

正式名称及び住所 (略)

附則12 資料の提出部数 (略)

附則13 自動車の諸元等の自動車登録ファイル等への記録方法 (略)

附則14 型式指定を受けた車両の完成検査の運用 (略)

附則15 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領 (略)

「騒音防止装置に係る自動車の取扱要領」 (略)

「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」

第1 (略)

第2

1～3 (略)

(略)

備考 1～6 (略)

附則10 自動車型式指定実施要領に係る公的試験機関の指定 (略)

附則11 外国の自動車試験機関による試験結果の活用

～ (略)

上記に該当する外国の自動車試験機関及びその試験項目は下表のとおりとする。

試験項目	ドイツ				フランス				スペイン			オランダ	スウェーデン	英国	米国	備考
	RP	TÜV	TÜV	TÜV	UTAC	TÜH	IDI	INTRA	LCOE	RDW	AVL	MTC	VCA	(略)		
22-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(略)
6.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(略)

正式名称及び住所 (略)

附則12 資料の提出部数 (略)

附則13 自動車の諸元等の自動車登録ファイル等への記録方法 (略)

附則14 型式指定を受けた車両の完成検査の運用 (略)

附則15 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領 (略)

「騒音防止装置に係る自動車の取扱要領」 (略)

「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」

第1 (略)

第2

1～3 (略)

4 施行規則第63条の規定による排出ガス検査終了証の様式は、第1号様式によること。なお、排出ガスを検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合には、当該登録情報処理機関が定める要領に基づき作成すること。

5～6 (略)  
第3 (略)

附則16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第1 本要領の適用  
施行規則第62条第3第1項の規定による認定の申請（以下「型式認定申請」という。）、この通達の別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第7第1項による変更の承認の申請（以下「型式認定変更承認申請」という。）、及び第7第5項による変更の届出（以下「型式認定変更届出」という。）、に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）、及びその添付書面についての提出方法は、別添3によるほか、本要領の定めるところによる。  
第2 申請書等及びその添付書面の作成  
申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、堅直な変更に該当する場合、農耕作業用自動車等（施行規則第62条第3第2項ただし書に規定されている小型特殊自動車という。以下同じ。）に係る申請書等及びその添付書面にあっては、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、当該堅直な変更が同附則別表左欄中保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときは、当該書面を第1分冊に添付するものとする。

第1分冊 申請書等の正本、別記様式の提出書面一覽表及び別表第1に掲げる添付書面  
第2分冊 申請書等の副本、別記様式の提出書面一覽表及び別表第2に掲げる添付書面  
第3 申請書等及びその添付書面の提出先後等  
第1 申請書等は、第2による第1分冊及び第2分冊を管轄の地方運輸局技術安全部技術課（沖繩総合事務局にあっては運輸部車両安全課）に提出すること。  
ただし、農耕作業用自動車等に係る場合には、第2による第1分冊を自動車交通局技術安全部審査課（以下「審査課」という。）に提出すること。  
2 地方運輸局（沖繩総合事務局を含む。以下同じ。）は、第1分冊を自動車交通局に送付すること。  
3 電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第2分冊の提出を省略することができる。  
第4 申請等の際の説明  
1 型式認定申請、型式認定変更承認申請及び型式認定変更届出（第2ただし書きに規定する軽直な変更に係る場合を除く。以下「申請等」という。）を行うおとすとす者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる地方運輸局の部署（農耕作業用自動車等に係る場合には、審査課）に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。  
電子申請により申請又は届出を行う場合には、地方運輸局の部署（農耕作業用自動車等に係る場合には、審査課）に対する説明を必要に応じて省略することができる。

(略)

備考 (略)

別記様式 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・地方運輸局用) (第2関係)

4 施行規則第63条の規定による排出ガス検査終了証の様式は、第1号様式によること。

5～6 (略)  
第3 (略)

附則16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第1 本要領の適用  
施行規則第62条第3第1項の規定による認定の申請（以下「型式認定申請」という。）、この通達の別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」第7第1項による変更の承認の申請（以下「型式認定変更承認申請」という。）、及び第7第5項による変更の届出（以下「型式認定変更届出」という。）、に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）、及びその添付書面についての提出方法は、別添3によるほか、本要領の定めるところによる。  
第2 申請書等及びその添付書面の作成  
申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、農耕作業用自動車等（施行規則第62条第3第2項ただし書に規定されている小型特殊自動車という。以下同じ。）に係る申請書等及びその添付書面にあっては、第1分冊のみとする。

第1分冊 申請書等の正本、別記様式の提出書面一覽表及び別表第1に掲げる添付書面  
第2分冊 申請書等の副本、別記様式の提出書面一覽表及び別表第2に掲げる添付書面  
第3 申請書等及びその添付書面の提出先後等  
第1 申請書等は、第2による第1分冊及び第2分冊を管轄の地方運輸局技術安全部技術課（沖繩総合事務局にあっては運輸部車両安全課）に提出すること。  
ただし、農耕作業用自動車等に係る場合には、第2による第1分冊を自動車交通局技術安全部審査課（以下「審査課」という。）に提出すること。

2 地方運輸局（沖繩総合事務局を含む。以下同じ。）は、第1分冊を自動車交通局に送付すること。  
3 電子申請を行った場合には、電子申請により提出した書面については第2分冊の提出を省略することができる。  
第4 申請等の際の説明

1 型式認定申請、型式認定変更承認申請及び型式認定変更届出（以下「申請等」という。）を行うおとすとす者は、申請書等を提出する際に、次表の左欄に掲げる地方運輸局の部署（農耕作業用自動車等に係る場合には、審査課）に対し、同表の右欄に掲げる事項をそれぞれ説明すること。  
電子申請により申請又は届出を行う場合には、地方運輸局の部署（農耕作業用自動車等に係る場合には、審査課）に対する説明を必要に応じて省略することができる。

(略)

備考 (略)

別記様式 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・地方運輸局用) (第2関係)



整理番号	添付書面の名称	提出の要否			
		検査対象外軽自動車に係る場合	原動機付自転車に係る場合	小型特殊自動車に係る場合(農耕用自動車等を除く。)	その他
17	社内試験成績書 (1) 諸元測定 (7) 寸法 (4) 重量	○	○	○	○
	(15) 空気入タイヤ試験 (7) 乗用車用 (4) トラクタ、バス及びトレー ラ用 (7) 二輪車用	○	○	○	○
	(23) 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	○	○	○	○

備考(略)

附則17 検査対象外軽自動車等審査実施要領

1. ~ 2. (略)

別表第1 (試験項目) (第1項関係)

整理番号	試験項目の名称	試験の要否	
		検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に係る場合	小型特殊自動車(農耕用自動車)

整理番号	添付書面の名称	提出の要否			
		検査対象外軽自動車に係る場合	原動機付自転車に係る場合	小型特殊自動車に係る場合(農耕用自動車等を除く。)	その他
17	社内試験成績書 (1) 諸元測定 (7) 寸法 (4) 重量	○	○	○	○
	(15) 二輪車用空気入タイヤ試験	○	○	○	○

備考(略)

附則17 検査対象外軽自動車等審査実施要領

1. ~ 2. (略)  
別表第1 (試験項目) (第1項関係)

整理番号	試験項目の名称	試験の要否	
		検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に係る場合	小型特殊自動車(農耕用自動車)

号	二輪の自動車及び二輪の自転車に係るとき	その他のものに係るとき	車等を除く。 。)に係る 場合
1	諸元測定 (1)寸法測定 (2)重量測定	○ ○ ○	○
13	空気入タイヤ試験 (7) 乗用車用 (4) トラック、バス及びトレー ラ用 (9) 二輪車用	○ ○ ○	

附則18 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置 (略)

附則19 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領 (略)

附則20 原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車提示 (略)

号	二輪の自動車及び二輪の自転車に係るとき	その他のものに係るとき	車等を除く。 。)に係る 場合
1	諸元測定 (1)寸法測定 (2)重量測定	○ ○ ○	○
13	二輪車用空気入タイヤ試験	○ ○ ○	

附則18 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置 (略)

附則19 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領 (略)

附則20 原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車提示 (略)